

第71回全国労働衛生週間

【みなおして職場の健康からだの健康】

10月1日～10月7日は全国労働衛生週間です。

この機会に労働者に対する健康診断、保健指導、健康教育等を推進しましょう！

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国労働衛生週間に取り組みましょう。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集空間（多くの人が密集している）
- ③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

●お問い合わせ先
浦河労働基準監督署

014612212113

個別的労使紛争のあっせんについて

【労働者個人と使用者間のトラブル解決を支援します】

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生し

た労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、紛争内容に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

●ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sna/>

●あっせん窓口（相談・申請）
※来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会事務局
調整課

011120415667
月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分
（祝日・年末年始を除く）

〒06018588
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

※一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

●フリーダイヤル

012018116105
※社会保険労務士が対応します。

月曜日～金曜日
午後5時～午後8時
土曜日
午後1時～午後4時

（祝日・年末年始をのぞく）

離婚時の年金分割制度について

離婚した場合、お二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。

原則として離婚後2年以内に手続を行っていただく必要があるため、お早めに苫小牧年金事務所（最寄りの年金事務所）までご相談ください。

●お問い合わせ先

苫小牧年金事務所
苫小牧市若草町2-1-14
014415619001

働きたい方のための出張相談会

とまこまい若者サポートステーションは働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。

その他、就職相談も歓迎です。「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

○対象

概ね15歳から49歳の方・ご家族

○場所

ハローワーク静内分室
（新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○日時

・10月27日（火）
13時30分～15時（先着順・予約可）
（毎月第4火曜日13時30分～15時）

●お問い合わせ先

とまこまい若者サポートステーション
とまこまい「サポステ・プラス」
苫小牧市表町3丁目2-13
王子不動産第2ビル6F
014418418670

巡回行政相談所を開設します

10月19日（月）から25日（日）は「行政相談週間」です。

行政相談とは国の行政機関や一部の特殊法人などの業務の相談に応じ、相談者に対して必要な助言を行うとともに、当局または関係行政機関等に相談内容を通じ解決を促進します。

相談は無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

○日時／場所

日高地区
10月21日（水）10時～15時

門別地区

10月22日（木）
10時～12時

厚賀出張所 2階会議室
13時～15時

門別公民館 2階第3研修室
10月23日（金）10時～12時

富川公会堂 2階小会議室

○担当相談員
門別地区行政相談委員
日高地区行政相談委員

●お問い合わせ先

日高町役場 住民課 住民G
014561216182
地域住民課総務・税務・住民G
014571612001

国税に関する申告・面接相談は、「事前予約」が必要です！

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。申告・面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合があります。ご了承ください。

●お問い合わせ先
苫小牧税務署
〒053-0018
苫小牧市旭町3丁目4番17号
0144-132-13165
(自動音声でのご案内します。)

自賠責保険・自賠責共済のご案内

【忘れていませんか？】

「自賠責保険・自賠責共済」交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和元年の事故発生件数は約38万件、死傷者数は約46万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク一台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなど十分に理解・認識することがとても大切です。

【自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！】

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですので、ご注意ください。

●お問い合わせ先
国土交通省北海道運輸局
室蘭運輸支局
0143-144-13012

門別警察署からのお知らせ

1 安全安心なまちづくりの日
及び全国地域安全運動の実施
(1)安全安心なまちづくりの日
10月11日(日)

(2)運動期間
10月11日(日)～20日(火)

(3)安全安心なまちづくりポイント
ア 10月11日は安全安心なまちづくりの日

・人と人の絆を強めるとともに、防犯意識を高め、犯罪のない安心して暮らせる北海道を目指しましょう。
イ 子供の犯罪被害防止
・外出する際は、子供の安全に目を向ける「ながら見守り」にご協力ください。
・防犯ブザーや防犯ホイッスルなどの防犯グッズを持たせましょう。

ウ 女性の犯罪被害防止
・夜間はできるだけ人通りが多く明るい道を歩きましょう。
・イヤホンをしながらの「ながら歩き」はやめ、周囲に十分気をつけましょう。
・防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯しましょう。

エ 特殊詐欺の被害防止
・「自分だけは大丈夫」と思っている人ほど危険です。
「自分もだまされるかもしれない」という心構えをして、詐欺の電話などがあつた場合は落ち着いて対応しましょう。

2 サイバー空間は危険！
近年、公共機関や企業、個人を狙ったサイバー攻撃が後を絶ちません。
「不審なメールは開かない」、「他人に推測されにくいパスワードを設定する」、「定期的に変更する」、「ソフトウェアのアップデートを行う」など、サイバー被害防止に向けたセキュリティを強化しましょう。

3 右翼の違法行為取締り
右翼の中には、資金獲得を目的とした恐喝や詐欺を行う者がおり、警察はこのような違法行為の取締りを強化しています。

右翼から不当な要求を受けている、街宣車が家の周りを徘徊しているなど、右翼に関して困っていることがあれば、110番または門別警察署へ通報して下さい。

●お問い合わせ先
門別警察署
01456-1210110

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄